

# POPs 条約改正に係る化審法の追加措置について



平成 21 年 6 月 26 日に開催された第 89 回中央環境審議会において、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下、POPs条約)の附属書改正に伴い追加された、9 種類の物質(12 物質)について化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、化審法)に基づく第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られました。

これは、平成 21 年 6 月に環境大臣が中央環境審議会に対して、「POPs条約の附属書改正に係る化審法に基づく追加措置について」諮問した結果です。

今後、環境省、厚生労働省及び経済産業省は、この審議結果を踏まえ、エッセンシャルユース等の検討を進めるとともに、化審法施行令を改正し、当該物質を第一種特定化学物質として指定することとしています。

9 種類の物質(12 物質)は以下の通りです。( ( )内はCAS番号)

- PFOS又はその塩(1763-23-1、2795-39-3\*、4021-47-0\*、29457-72-5\*、29081-56-9\*、70225-14-8\*、56773-42-3\*、251099-16-8\*)
- PFOSF(307-35-7)
- ペンタクロロベンゼン(608-93-5)
- $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン(319-84-6)
- $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン(319-85-7)
- $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン又は $\gamma$ -リンデン(58-89-9)
- クロルデコン(143-50-0)
- ヘキサブロモビフェニル(36355-01-8)
- テトラブロモジフェニルエーテル(40088-47-9\*\*)
- ペンタブロモジフェニルエーテル(32534-81-9\*\*)
- ヘキサブロモジフェニルエーテル(68631-49\*\*\*、207122-15-4\*\*\*)
- ヘプタブロモジフェニルエーテル(446255-22-7\*\*\*\*、207122-16-5\*\*\*\*)

※PFOS塩の例 ※※商業用の代表的な異性体  
 ※※※ジフェニルエーテルの臭素化物(Br=7~9)として

当社では、化学分析専門会社として 36 年の経験と実績があり、PFOS を始めとして様々な化学物質の分析を行っておりますので、是非ご相談ください。

資料 2009 年 7 月 3 日付 環境省 報道発表資料

クロマト分析箇所 会田祐司